

代表者

研修報告書

令和元年 6月10日

各会派代表者 殿

呉市議会議員 谷本誠一

次のとおり研修に参加したので報告します。

1. 研修期日

令和元年 5月 26 日 (日)

2. 研修項目

広島市　　日本のタネが危ない！ 種子法廃止の影響とこれから

3. 参加議員

谷本誠一議員

研修報告書

令和元年 6月 10 日

呉市議会議長殿

呉市議会議員 谷本誠一

次のとおり研修に参加したので報告します。

■研修項目

日本のタネが危ない！
演題＝種子法廃止の影響とこれから

■研修団体及び講師名

タネを守る会広島
元農林水産大臣・弁護士 山田正彦

■研修日

令和元年 5月 26 日（日）午後 3時～5時 5分

■研修目的

平成 30 年 4月 1 日に主要農作物種子法が廃止され、日本古来の固定種である米、麦、大豆等の原原種や原種を守る公的システムがなくなった。しかも農業競争力支援強化法により、各都道府県が開発して来た優良品種の知見を民間に積極的に提供することになった。これでは大手企業や多国籍企業が参入し、F 1 米や遺伝子組み換え米などが氾濫し、農家も高価な種を買い続けなければならなくなる。我が国の食糧安全保障も崩壊し、農家もつぶれしていく。

これらを防止する手立てとして、都道府県単位で種子条例を制定する動きも出て来た。広島県に対し、条例制定を促していくためにも、この内容や背景を学び、見識を高め、理論武装することにした。

■研修内容

山田正彦氏は、民主党の菅直人内閣の時に農水相に就任。ところが菅首相が TPP に向け突っ走ったことから、意見の対立が表面化し、僅か 4ヶ月で農水相を辞したのです。その後 TPP を阻止するため全国を行脚し、訴え続けて来られました。

TPP 推進は、小泉内閣時に郵政を民営化した元凶である竹中平蔵と政府の規制改革会議議長のオリックス宮内義彦元会長の流れを汲むものです。主要農作物種子法廃止のみならず農業競争力強化支援法、水道法改正、官民連携推進法案、遺伝子組み換え生物を容認するカルタヘナ法改正、市場法改正、漁業法改正の一連の流れは、全て TPP に基づくものです。

実際、TPP 交渉差止・違憲確認等請求控訴事件における昨年 1月 31日の判決では、「種子法の廃止については、その背景事情の一つに TPP 協定に関する動向があったとは否定できない・・・」と、裁判所が認めているのです。

その TPP が昨年 12月 30日に発効してから、僅か 5日で、半月分の牛肉輸入が急増。2ヶ月で EU 産豚肉 5割増、チーズは 3割増になりました。これらは多国籍企業の利益に繋がり、我が国の食料自給率は僅か 14% に激減するとの試算まで出ています。トランプ大統領は、TPP を離脱したものの、我が国に対しては日米 FTA で TPP 以上に有利に導こうとしています。

EU では条約締結する際は国民投票にかけますが、我が国では国民の意見を聴取する場を殆ど設けることなく、TPP を批准しており、憲法違反の条約であると訴えられました。

その主要農作物種子法ですが、「コシヒカリ」等地域の風土に合った国産 100% の優良品種米を、各都道府県が安価に提供し、食料自給体制を維持して來たのです。

ところが主要農作物に分類されない野菜は、戦前は固定種だったのが、現在は 4割が F 1 種子になっているのだそうです。F 1 はミトコンドリアの異常が見られ、男子の精子が激減した要因ではないかと言われています。以前は、1 ml当たり 1 億 4 千万～1 億 5 千万体あった精子が、現在は 4 千万体に減り、男子の 2割が不妊症に陥ったというのです。

世界の野菜の種子の 7割が F 1 であって、それらはモンサント（現バイエル）、デュボ

ン、シンジェンタがほぼ独占しています。米のF1は野菜の7倍の収穫量になります。我が国でも、三井化学アグロの「みつひかり」や住友化学子会社・住友アグロソリューションズの「つくばSD」、日本モンサントの「とねのめぐみ」、豊田通商の「しきゆたか」があります。みつひかりは吉野家の牛丼に、つくばSDはセブンイレブンのおにぎりに使用されており、近年の少子化の一因になっている可能性すら否定できません。

因みに、種子法保護下で茨城県農業試験場が原種センターで栽培している優良品種米の500円/kgに対し、F1米は3,500~4,000円/kgもします。

そのみつひかりですが、収穫量が2~4倍、味はコシヒカリ以上との触れ込みでしたが、2~4年が経過すると収穫量が減り、飼料用米が主流になっているといいます。

更にとねのめぐみやつくばSDは、生産農家との契約において、種子メーカーに有利な一方的契約になっているのです。例えば化学肥料を指定するとか、収穫量も決められ、価格も最初60kg1万2千円だったのが、年を追うにつれ、1万円、9千円と下げられます。違約すると賠償責任を負わされ、災害時における不作も生産者が負うとしています。

しかも20年前、モンサントが遺伝子組み換えのコシヒカリを開発していたというから驚きです。そもそも同社は戦前は毒ガスや爆薬を製造していた会社であり、その技術を応用して農業や種子に参入したのです。緑の革命と呼ばれ、デュポンやシンジェンタも同様です。

その流れを汲み、国立つくば農研機構では、遺伝子組み換え米を開発。加えて、狙った遺伝子を取り除くゲノム編集技術を駆使して米を開発したといいます。これはアミノ酸に変化を来さないそうです。

因みにEUはゲノム編集を認めてなく、日米だけが認めています。この度、ゲノム表示のない食品を届出のみで出荷できるようにするということです。

ところで、種子法廃止とセットで制定された農業競争力強化支援法では、8条3項に「農業資材を集約する」としており、同条4項では「種苗生産に関する知見を民間事業者に提供する」となっています。知見は主要農作物に止まらず全ての種苗に関してです。そしてこの民間事業者とは多国籍企業や外資を意味します。即ち、モンサント、デュポン、シンジェンタを指しています。

例えば、新潟県が品種改良して2年前に発売開始した「新之助」。育成者権（特許権）は20年に設定されていますが、この権利を多国籍企業が買収することも可能になります。

さて、2018年8月10日、裁判で歴史的判決が出ました。カリフォルニア州の学校用務員ジョンソン氏が末期癌になったのは除草剤「ラウンドアップ」が原因だと訴え、一審で320億円の支払い命令がモンサントに下されました。確定判決では88億円です。ハドソン氏は同様の裁判で87億円、過去ラウンドアップを使用し続けて来た夫婦の場合は、去る5月15日、2,200億円の賠償命令がモンサントに出されたのです。

同社は「環境に優しいラウンドアップ」と虚偽宣伝を繰り返しており、米国だけでなく、フランスでも賠償命令が下されています。ラウンドアップに含まれているグリホサートが発癌性物質だと裁判所も認めました。しかも同社における20年前の最高機密資料では、グリホサートの危険性を認識していたことが判明したのです。

ロサンゼルス在住のゼンハニカットさんは、息子のアレルギーに悩んでいました。パンやパスタを食べていたことで怒ったり自閉症の症状も出ていました。そこで息子の尿を検査すると、グリホサートが検出されたのです。この場合EUの基準値の4倍もグリホサートが含有していました。そこでこれが原因と考え、パンやパスタを摂取しないようし、有機作物や発酵食品を中心とした食事に切り替えた結果、僅か4ヶ月で改善したというのです。今年11月にゼンハニカットさんを日本に呼び、全国を講演して回る予定です。広島にも来られます。

実は、パンやパスタの原料である小麦は収穫2週間前、乾燥目的でラウンドアップを散布するのです。その結果、日清製粉を始めとする大手3社の小麦粉からグリホサートが検出されました。大豆も発芽の後に雑草が生えるのでラウンドアップを散布することで、北海道や福岡産の大豆からグリホサートが検出されたのです。

ところが我が国は、2017年12月25日、農作物に含まれる農薬の含有率を大幅に緩和したのです。ひまわりで400倍、そば150倍、小麦で6倍です。

そこで、山田氏が中心となって国会議員28名が毛髪へのグリホサート含有の有無を調べることになりました。フランスの検査機関「クズサイエンス」に依頼したところ、19名、約7割からグリホサートまたはその分解物質が検出されたのです。

グリホサートはラウンドアップのみならず、700種類の除草剤に含まれています。除草剤を撒くと土が枯れるので、農業従事者はその危険性に気付いておられるようです。そこでオーガニック・コンタクト社は天然素材で葉の表面のワックスを分解して脱水症状を

起こして枯死させる除草剤を開発しました。

韓国では、ラウンドアップの屋外での使用を禁止しました。現在海外33ヶ国でラウンドアップの使用を禁止、或いはそれを検討しています。我が国では野放し状態なのです。しかも韓国では、法律で給食を含めた教育の無償化が定められてるのに加え、チョンジュ市の小中高校の学校給食では、野菜の4割が有機栽培、米は全て無農薬有である、と視察報告されました。

米国でも既に禁止され、スーパーではオーガニックコーナーを設置し、有機作物や「Non GMO」(遺伝子組み換えではない)と表示された商品を陳列しています。しかも、月に100ドルを有機作物購入に充て、印を付けて認証を得る、消費者による有機作物購入運動を展開しているそうです。グリーンコープでも販売しています。

我が国では現在、遺伝子組み換え率が5%を切っていれば、遺伝子組み換え表示をしなくてもいいことになっています。それが更に緩和され、全てにおいて表示義務が免除される方向性で食品表示法の改正が検討されているというのです。

一方、種子法廃止の後に農水省が打ち出して來るのが種苗法改正です。これは今月5月に提案する予定でしたが、7月の参院選後に提出する方針に切り替えたようです。

種苗法とは、育成者権の期限が切れた場合は開発者以外にも自家採種が認められていますが、イチコなどのように挿し木や接ぎ木で増殖する作物においては、現在357種類で既に自家増殖を禁じています。キノコも禁じられていましたが、裁判により、伝統的固定種は自家増殖ができるとの判決が出ました。

この法律が改正されれば、開発者以外は例外なく一切自家採種が認められなくなります。本命は、主要農作物である米、麦、大豆がターゲットなのです。つまり種子法廃止は、これを進めるための前段にしか過ぎなかったことになります。

しかも開発者が自家採種をしようとすれば、種の登録料が1件につきかなりかかるため、大手外国資本が独占することさえあります。農薬残留基準の規制緩和や、官民連携で、民への安易な公共の有する知見提供、加えて育成者権が切れた作物でも登録者以外は自家採種禁止となりますと、多国籍企業の思うツボに嵌まります。

現在我が国における小麦は2/3が自家採種、1/3が公共機関からの提供となっています。カナダでは80%と20%、オーストラリアでは95%と5%ですから、その影響は極めて大きいと推察されます。

種苗法改正が可決されることには、2013年に我が国も批准した農業植物遺伝資源条約に違反することになります。これには「種子は農民の権利」と謳っているからです。そして、憲法25条の生存権、29条の財産権を侵害することになり、転じて13条の個人の尊重、幸福追求権にも違反します。ひいては食糧主権をも侵すこととなり、食糧安全保障も成り立ちません。

現在我が国では、有機JAS制度があり、全体の0.5%の農地しか認定されていません。それでも完全無農薬でなくてもよいため、民間で独自の有機(ゆうき)認証制度を勇気(ゆうき)を持って作り、それらを学校給食に導入し、子ども達に安全な食物を食べさせるようにするべきです。因みに韓国では、5%が有機栽培農地だそうです。

そして、昨年4月に種子法が廃止されて以降、埼玉県、新潟県、兵庫県を筆頭に、種子条例を制定して、各農業試験場に対し、県の責務を盛り込みました。つまり予算措置の根拠となるものです。去る2月定例会では宮崎県が可決し、現在9道県に上っています。6月定例会では、長野、鳥取、岩手、石川県等が条例化を準備中といいます。今後は種子条例の中に、地域の伝統作物にまで品種を拡大することも盛り込むそうです。

広島県ではまだその動きは具体化していません。そこで山田氏は、各市町議会で県条例制定意見書を可決し、県に圧力をかけるべきと説かれました。法律が廃止されたなら、地方分権一括法で通達が廃止され、通知も地方公共団体を拘束するものではなくなった現在、地方議会で法律に代わる条例を制定すべき、と熱く訴えられました。

最後に、東広島市にある農業ジーンバンクの船越建明氏が指名され登壇。彼は30年前の創立時からの農業技術者で、1万9千種の優良品種の保存や研究を進めて来られました。このような施設は全国に僅か3箇所しかありません。広島県はこれを縮小、若しくは国に移転する方針です。つまり、種子法で国から財源が交付税措置されていたのが、法廃止により財政の裏付けが断たれたため、予算をカットしようとしているのです。

私はこれまで、県議会に直接働きかけて条例制定を促す方法を検討してきましたが、遠巻きながら、この手法も一考を要すると考えさせられた次第です。

発達障害者の心の自立をテーマに、ADHD(注意欠陥・多動性障害)に診断されたご本人を講師に迎えた。

■ 質疑応答

①残留農薬基準の規制を政府が何故緩和したのか？

【答弁】

現政権が、多国籍企業のいいなりになっているということである。

②無農薬・無化学肥料に係る食品表示が何故難しいのか？

【答弁】

TPP の影響で、ISDS 条項で政府が訴えられないようにするために、非関税障壁を撤廃し、今後は遺伝子組み換え表示もなくなる方向である。

③上流側の農地でラウンドアップを散布した場合、下流に影響があるのか？

【答弁】

隣接地の田で農薬を散布しただけで、自身の田では発芽障害を起こす。ペットにも悪影響を及ぼす。森林でもラウンドアップが散布されており、多大な悪影響を及ぼすことは必定である。

④何故政府はラウンドアップを承認しているのか？

【答弁】

諮問機関にいる厚労省お抱えの学者が問題である。我が国の多くの学者はグリホサイトは安全だと主張して来た。

■ 呉市での展開の可能性

①吳市議会として、広島県に対し種子条例制定意見書を提出することは可能。

②豊町におけるドローンを使った柑橘畑への農薬空中散布実験は即注しえべき。

③土壤改良材使用や無農薬栽培農家を支援するため、補助制度を構築することはできる。